

# 公 告

運契第 32 号

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和5年11月29日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 端末1500式回収及び運搬作業
- (2) 契約内容 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和 6 年 2 月 29 日
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法 電子調達システム(GEPS)の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。また、電子調達システムにより難い者は、紙入札参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。

### 2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約に必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者に限る。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

「役務の提供等」の A, B, C又はD等級

### 3 証明書等の提出期限、提出方法

(証明書等提出期限) 令和 5 年 12 月 13 日 17 時 00 分

(提出方法)

・電子調達システムにより入札参加する場合  
以下の書類を電子調達システムにより提出すること。

- (1) 確認書(電子調達用)
- (2) 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)

・紙入札により入札参加する場合  
以下の書類を下記4の窓口へ直接提出又は郵送により提出すること。  
(ただし、郵送の場合は配達証明が確認できるものでの郵送に限る)

- (1) 紙入札方式参加願(紙入札用)
- (2) 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)

### 4 契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3  
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係  
03-3591-6361 (内線 2821)

### 5 入札説明書の交付期間、交付方法

(入札説明書等の交付期間)

令和 5 年 11 月 29 日 から 令和 5 年 12 月 13 日 まで  
(交付方法)

入札説明書等の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」からダウンロードすること。<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/nyusatsu/r4ippan.html>

また、郵送で交付を希望する者は、A4利用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する)並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して上記4の係に申し込むこと。

### 6 入札書等の提出期限

令和 5 年 12 月 25 日 17 時 00 分

### 7 開札の日時場所

令和 5 年 12 月 26 日 11 時 30 分 海上保安庁入札室

### 8 入札保証金および契約保証金

免除

### 9 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び海上保安庁入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 10 落札者の決定方法

- (1) 海上保安庁入札・見積者心得書による。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

### 11 契約書作成の要否

要(ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある)

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

### 12 仕様に関する問い合わせ先

海上保安庁総務部情報通信課  
03-3591-6361 (森 内線3152)

以上公告する。

# 入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号： 運契第 32 号

契約件名： 端末1500式回収及び運搬作業

## 項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書

# 入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告(令和5年11月29日付)に基づく入札については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘

## 2 調達内容

### (1) 契約件名

端末1500式回収及び運搬作業

### (2) 契約内容

仕様書のとおり

### (3) 納入期限

令和6年2月29日

### (4) 納入場所

仕様書のとおり

### (5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部情報通信課 森

03-3591-6361

(内線3152)

### (6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

### (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
  - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
  - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）  
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

### 4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法  
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）  
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）  
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

#### 期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法  
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定  
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。  
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。  
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和5年12月13日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))

- (6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和5年12月18日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。  
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。  
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

## 5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。  
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。  
電子調達システムのURL及び問い合わせ先  
政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>  
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683
- (2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
東京都千代田区霞が関2-1-3  
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係 山葉多 朋子  
TEL03-3591-6361 内線 2821
- (3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間  
令和5年11月29日 から 令和5年12月13日 まで
- (4) 入札書の提出期限  
令和5年12月25日 17時00分
- (5) 入札書の提出方法
  - ① 電子調達システムによる場合
    - ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
    - イ 入札書等の記載事項
      - a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
      - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
      - c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。  
(電子認証書を取得している者であること。)
  - ウ 入札書等の提出
    - a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
    - b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。
- ② 紙による入札の場合
  - ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。
  - イ 入札書等の記載事項
    - a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
    - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
    - c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
    - d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理  
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3  
海保株式会社 東京支店（又は○○部）  
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。

b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

ア 委任状が提出されていない代理人のした入札

イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

ウ 記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

- (7) 入札の延期等  
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (8) 開札の日時及び場所  
日時：令和5年12月26日 11時30分  
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。  
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。  
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。  
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

## 6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項  
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。  
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 落札者の決定方法
- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とする事があ

- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。  
落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合  
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合  
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。  
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。  
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災  
②広域・地域的停電  
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害  
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合  
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。  
障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(7) 支払条件は履行完了後、一括払いとする。

(8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。  
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

(9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(10) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

# 入札書

一金

ただし 端末1500式回収及び運搬作業

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注) 1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

( 運 32 )

1. 発注件名 端末1500式回収及び運搬作業

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため  
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は  
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の  
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 端末1500式回収及び運搬作業

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

### 確認書

件名: 端末1500式回収及び運搬作業

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

\*今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

\*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名:

電話番号:

メールアドレス:



入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式3)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式 5

## 期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。  
(契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。)  
(連絡先は2以上記載すること)  
本件責任者(会社名・部署名・氏名):  
担当者(会社名・部署名・氏名):  
連絡先1:  
連絡先2:

様式 6

## 都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名：端末1500式回収及び運搬作業」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。  
(契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。)  
(連絡先は2以上記載すること)  
本件責任者(会社名・部署名・氏名):  
担当者(会社名・部署名・氏名):  
連絡先1:  
連絡先2:

令和 5 年 度  
運 契 第 3 2 号

# 運 送 契 約 書

## 運送契約書

収入  
印紙

1. 契約件名 端末1500式回収及び運搬作業

2. 契約金額 金 円  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

3. 履行期限 令和6年2月29日

4. 運送区間 別紙内訳のとおり

上記運送について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘 と、  
受注者 ●● は、次の条件により運送契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき頭書の運送を行い引渡場所において引渡すものとし、発注者は、これに対し代金を支払うものとする。

(受渡場所)

第2条 発注者の指示する引渡場所において、発注者受注者立ち会いのもとに運送物品を引渡すものとし、発注者は、別に引渡しを証する書面を作成し、必要事項を記入して、受注者に交付するものとする。

(運送方法)

第3条 運送方法は、受注者所有の車輛等を用いるものとする。

(運送の遅延)

第4条 受注者が運送最終期日までに運送を完了することができないことが明らかとなったときは、直ちにその事由及び完了の予定日を発注者に報告し、その指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

(代金の支払)

第6条 発注者は、受注者が運送完了後提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内に海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 発注者の責に帰する事由により前条の支払が遅れた場合、支払期限経過の翌日より起算して支払う日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を、発注者は、受注者に支払うものとする。

ただし、天災地変等やむを得ない理由による場合はこの限りでない。

2 前項の規定により算出した遅延利息の額は100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(危険負担)

第8条 受注者の責に帰する事由により運送物品が紛失・き損した場合は、受注者は発注者の請求のより損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解除の申出があったとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。

- (3) 前各号のほか、受注者が契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項により契約が解除されたとき、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、前項1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由によるときは、この限りでない。
- 3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
  - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
  - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺等)

第10条 この契約により発注者が受注者から取得すべき金額があるときは、受注者に支払う代金と相殺し、又は別途にこれを徴収する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保全)

第12条 発注者及び受注者は、この条約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(紛争の解決)

第13条 この条約の履行について、発注者受注者間に疑義を生じたとき、又は各条項に定めない事項については、発注者受注者協議のうえ決定する。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和5年12月26日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘
受注者	住	所	
	氏	名	

端末 1500 式回収及び運搬作業

仕様書

令和 5 年 11 月

海上保安庁

総務部情報通信課

## 内容

1	件名 .....	2
2	概要 .....	2
3	履行場所（回収先および運搬先） .....	2
4	履行期限 .....	2
5	回収対象物（以下「端末」と表記） .....	2
6	作業要件 .....	2
7	法令遵守（コンプライアンス） .....	3
8	補償 .....	3
9	秘密の保持 .....	3
10	入退館管理 .....	3
11	支払い条件 .....	4
12	その他 .....	4

1 件名

端末 1500 式回収及び運搬作業

2 概要

本仕様書は、海上保安庁で使用していたパソコン（リース物品）を回収し、指定場所まで運搬するために必要な事項等について定めたものである。

3 履行場所（回収先および運搬先）

回収先：本庁他 171 箇所（詳細は、別紙 1 参照のこと。）

運搬先：神奈川県伊勢原市下糟屋 日本通運（株）伊勢原物流センター

4 履行期限

令和 6 年 2 月 29 日（木）

ただし、回収対象物の運搬は、令和 6 年 1 月 31 日（水）までとする。

5 回収対象物（以下「端末」と表記）

番号	端末	数量	荷姿（一式あたり）
①	ノート型パソコン 「ThinkPad L570（Lenovo） （マウス、アダプター含む）」	1500 式	箱 35cm×43cm×7cm （縦×横×高さ）程度 5kg 程度

6 作業要件

以下記載の要件で作業を行うこと。

6.1 本仕様書に基づく作業の実施にあたっては、当庁に事前に作業計画書等を作成し、監督職員の了解を得ること。

6.2 作業予定を変更する場合は、関係先に速やかに連絡し、十分な調整をおこなうこと。

6.3 受注者は、別紙 1 記載の拠点から端末の回収及び運搬を次の期間にて実施すること。

回収期間：令和 6 年 1 月 9 日（火）～令和 6 年 1 月 23 日（火）の間

運搬期間：令和 6 年 1 月 24 日（水）～令和 6 年 1 月 31 日（水）の間の指定する日

なお、回収及び運搬期間変更の必要な場合は、監督職員と協議すること。

6.4 受注者は、回収した端末を運搬日まで一時的に保管すること。

6.5 受注者の一時保管場所から履行場所の運搬先まで運搬する際は、3 回以下の回数で行うこと。

6.6 受注者は、履行場所の運搬先まで運搬を行う前に事前に運搬日時を監督職員に提示し承認を得てから行うこと。

6.7 上記 5 記載の回収対象物の梱包資材は当庁にて用意する。なお、梱包につ

いては当庁職員が行う。

- 6.8 端末の回収・運搬に要する梱包資材以外の消耗品（発送伝票、精密機器シール）を受注者が用意すること。
- 6.9 受注者は、当庁との間で日程調整を行い、前項記載の消耗品のスケジュール及び回収・運搬のスケジュールを速やかに提出すること。
- 6.10 受注者は、端末を回収する際には、当該端末がリース会社等で再利用されることを考慮し運搬等の作業を行うこと。
- 6.11 回収にあたり、回収物件の過不足がないか数量の確認（内容物の確認を除く）を実施すること。
- 6.12 回収にあたり、別紙 1 の次の拠点は 2 トン以下の車両により回収すること。
  - ・海上保安庁(合同庁舎 3 号館)
  - ・海上保安庁海洋情報部(合同庁舎 4 号館)
  - ・第三管区海上保安本部また、その他の回収拠点について、車両の重量制限がある場合は、監督職員と協議すること。
- 6.13 端末を過不足なく引渡したことを証明する資料等を作成し、業務完了報告書に添えて検査職員に提出し、検査を受けること。

## 7 法令遵守（コンプライアンス）

受注者は、本仕様書に基づく作業遂行により知り得た個人情報について、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を遵守してその内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## 8 補償

受注者は、本仕様書に記載する作業を実施したことにより端末の故障又は不具合が生じた場合には、機能を補償する責任を有する。

ただし、梱包状態不良（上記 6.7 に係る消耗品の配布不足を除く）による場合はこの限りでない。

## 9 秘密の保持

受注者は、何らかの理由により端末内に残存したデータ、本仕様書に基づく作業遂行のため、海上保安庁等の施設に出入りすることにより知り得た情報、海上保安庁から提供された海上保安庁等に関する情報等のうち、既に公知となっているものを除き、第三者に開示・漏洩してはならない。

## 10 入退館管理

受注者は、本仕様書に基づく作業遂行のため、海上保安庁等の施設に出入りする場合は、海上保安庁等が定める規則等の手続きに従わなければならない。こ

の場合において、受注者は、自らの身分を証明する証票等を携行しなければならない。

11 支払い条件

履行完了後、一括払いとする。

12 その他

12.1 受注者は、本仕様書に基づく作業の遂行にあたり、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において賠償しなければならない。

12.2 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という）は、再委託承諾申請書（別紙2）を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りではない。

12.3 受注者は、本仕様書に関し疑義が生じた場合には、当庁と協議の上、その指示に従うこと。

12.4 受注者は、回収及び運搬にあたり必要に応じて保険に加入し見積書に記載すること。

## 端末回収拠点一覧

本庁/管区	部署等	住所	回収台数
本庁	海上保安庁	東京都千代田区霞が関2-1-3	101
	海上保安庁海洋情報部	東京都千代田区霞が関3-1-1	52
	海上保安試験研究センター	東京都立川市泉町1156	4
大学校	海上保安大学校	広島県呉市若葉町5-1	1
学校	海上保安学校	京都府舞鶴市宇長浜2001	20
	海上保安学校門司分校	北九州市門司区白野江3-3-1	5
	海上保安学校宮城分校	岩沼市下野郷字北長沼4	5
	海上保安学校宮城分校北九州航空研修センター	北九州小倉南区空港北町6番地	1
第一管区	第一管区海上保安本部	北海道小樽市港町5-2	76
	函館海上保安部	北海道函館市海岸町24-4	10
	小樽海上保安部	北海道小樽市港町5-2	12
	室蘭海上保安部	北海道室蘭市入江町1-13	10
	釧路海上保安部	北海道釧路市南浜町5-9	11
	留萌海上保安部	北海道留萌市大町3-37-1	9
	稚内海上保安部	北海道稚内市開運2-2-1	11
	紋別海上保安部	北海道紋別市港町5-3-10	8
	根室海上保安部	北海道根室市琴平町1-38	11
	花咲分室	北海道根室市花咲港434	2
	網走海上保安署	北海道網走市南5条東7丁目	3
	苫小牧海上保安署	北海道苫小牧市港町1-6-15	4
	江差海上保安署	北海道檜山郡江差町字姥神町167	3
	瀬棚海上保安署	北海道久遠郡せたな町瀬棚区三本杉30番地1	3
	浦河海上保安署	北海道浦河郡浦河町潮見町42-1	3
	広尾海上保安署	北海道広尾郡広尾町並木通東1-12-1	3
	羅臼海上保安署	北海道目梨郡羅臼町船見町132	4
	函館航空基地	北海道函館市赤坂町65-1	8
釧路航空基地	北海道釧路市鶴丘2 釧路空港内	8	
千歳航空基地	北海道千歳市平和 千歳空港内	8	
第二管区	第二管区海上保安本部	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	60
	青森海上保安部	青森市青柳1-1-2	9
	八戸海上保安部	青森県八戸市築港街2-16	10
	釜石海上保安部	岩手県釜石市魚河岸1-2	9
	宮城海上保安部	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	12
	秋田海上保安部	秋田市土崎港西1-7-35	10
	酒田海上保安部	山形県酒田市船場町2-5-43	9
	福島海上保安部	福島県いわき市小名浜字辰己町66	10
	宮古海上保安署	岩手県宮古市鎌ヶ崎下町2-33	3
	石巻海上保安署	宮城県石巻市中島町15-2	3
	気仙沼海上保安署	気仙沼市朝日町1-2 気仙沼合同庁舎5階	3
	仙台航空基地	宮城県岩沼市下野郷字北長沼4	9
第三管区	第三管区海上保安本部	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	1
	茨城海上保安部	茨城県ひたちなか市和田町3-4-16	8
	鹿島海上保安署	茨城県神栖市東深芝9	4
	日立分室	茨城県日立市みなと町14-1	1
	千葉海上保安部	千葉市中央区中央港1-12-2	12
	木更津海上保安署	千葉県木更津市新港8-2	2
	館山分室	千葉県館山市沼987-1	2
	船橋分室	千葉県船橋市潮見町32-5	1
	銚子海上保安部	千葉県銚子市川口町2-6431	9
	勝浦海上保安署	千葉県勝浦市浜勝浦499	2
	東京海上保安部	東京都江東区青海2-7-11	12
	横浜海上保安部	横浜市中区新港1-2-1	21

## 端末回収拠点一覧

本庁/管区	部署等	住所	回収台数	
第三管区	小笠原海上保安署	東京都小笠原村父島字清瀬	1	
	川崎海上保安署	神奈川県川崎市川崎区千鳥町12-3	3	
	横須賀海上保安部	神奈川県横須賀市田浦港町無番地	12	
	湘南海上保安署	神奈川県藤沢市江の島1-12-2	2	
	清水海上保安部	静岡県静岡市清水区日の出町9-1	8	
	御前崎海上保安署	静岡県御前崎市港6170-2	2	
	田子の浦分室	静岡県富士市鈴川町1-2	1	
	下田海上保安部	静岡県下田市3-18-23	9	
	伊東MPS	静岡県伊東市湯川571-19 道の駅 伊東マリンタウン内	1	
	東京湾海上交通センター	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	6	
	羽田航空基地	東京都大田区羽田空港1-12-1	6	
	羽田特殊救難基地	東京都大田区羽田空港1-12-1	7	
	横浜機動防除基地	横浜市中区新港1-2-1	4	
	海上保安庁第三区業務室	東京都江東区青海2-5-18	7	
	第四管区	第四管区海上保安本部	愛知県名古屋市港区入船2-3-12	23
		名古屋海上保安部	愛知県名古屋市港区入船2-3-12	8
三河海上保安署		愛知県豊橋市神野ふ頭町3-11	2	
衣浦海上保安署		愛知県半田市十一号地2	3	
四日市海上保安部		三重県四日市市千歳町5-1	3	
尾鷲海上保安部		三重県尾鷲市南陽町6-34	7	
鳥羽海上保安部		三重県鳥羽市鳥羽1-2383-28	3	
浜島分室		三重県志摩市浜島町浜島1161-6	1	
名古屋港海上交通センター		愛知県名古屋市港区金城ふ頭3-1	1	
伊勢湾海上交通センター		愛知県田原市伊良湖町古山2814-38	3	
中部空港海上保安航空基地		愛知県常滑市セントレア1-2	2	
第五管区	第五管区海上保安本部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	6	
	神戸海上保安部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	5	
	和歌山海上保安部	和歌山県和歌山市築港6-22-2	9	
	田辺海上保安部	和歌山県田辺市文里1-11-9	10	
	徳島海上保安部	徳島県小松島市小松島町字外開1-11	10	
	美波分室	徳島県海部郡美波町奥河内字弁財天2-1	2	
	高知海上保安部	高知市棧橋通5-4-55	10	
	土佐清水海上保安署	土佐清水市旭町18-46	3	
	海南海上保安署	和歌山県海南市下津町下津3066-16	3	
	串本海上保安署	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台783-9	3	
	宿毛海上保安署	高知県宿毛市片島10-60-6	3	
下里水路観測所	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町下里1981	1		
第六管区	第六管区海上保安本部	広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	8	
	水島海上保安部	岡山県倉敷市水島福崎町2-15	12	
	玉野海上保安部	岡山県玉野市宇野1-8-4	8	
	広島海上保安部	広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	2	
	岩国海上保安署	山口県岩国市新港町3-9-57	3	
	柳井海上保安署	山口県柳井市柳井134-126	3	
	呉海上保安部	広島県呉市宝町9-25	10	
	木江分室	広島県豊田郡大崎上島町木江5067-9	1	
	尾道海上保安部	広島県尾道市古浜町27-13	9	
	福山海上保安署	広島県福山市東手城町2-18-3	4	
	徳山海上保安部	山口県周南市那智町3-1	11	
	下松分室	山口県下松市新川2-1-38	1	
	三田尻中関分室	山口県防府市大字新田2049	1	
	高松海上保安部	香川県高松市朝日新町1-30	12	

## 端末回収拠点一覧

本庁／管区	部署等	住所	回収台数
本庁／管区	坂出海上保安署	香川県坂出市入船町1-6-10	5
	小豆島海上保安署	香川県小豆郡小豆島町坂手甲1835-2	3
	松山海上保安部	愛媛県松山市海岸通り2426-5	9
	今治海上保安部	愛媛県今治市片原町1-3-2	9
	新居浜海上保安署	愛媛県新居浜市西原町2-7-55	4
	三島川之江分室	愛媛県四国中央市三島紙屋町6-45	1
	宇和島海上保安部	愛媛県宇和島市住吉町3-1-3	8
	備讃瀬戸海上交通センター	香川県綾歌郡宇多津町青の山3810-2	7
	来島海峡海上交通センター	愛媛県今治市湊町2-5-100	7
	広島航空基地	広島県三原市本郷町善入寺甲94-22	7
第七管区	第七管区海上保安本部	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	27
	仙崎海上保安部	山口県長門市仙崎1026-2	9
	門司海上保安部	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	12
	小倉分室	福岡県北九州市小倉北区西港町103-2	1
	若松海上保安部	福岡県北九州市若松区本町1-14-12	11
	福岡海上保安部	福岡県福岡市博多区沖浜町8-1	14
	三池海上保安部	福岡県大牟田市新港町1	8
	唐津海上保安部	佐賀県唐津市二夕子3-214-6	10
	長崎海上保安部	長崎県長崎市松が枝町7-29	10
	佐世保海上保安部	長崎県佐世保市干尽町4-1	12
	対馬海上保安部	長崎県対馬市厳原町東里341-42	9
	大分海上保安部	大分県大分市大字海原字地浜916-5	11
	津久見分室	大分県津久見市港町8-5	2
	下関海上保安署	山口県下関市東大和町1-7-1	3
	宇部海上保安署	山口県宇部市新町10-33	4
	苅田海上保安署	福岡県京都郡苅田町港町27	3
	萩海上保安署	山口県萩市大字椿東5607-7	3
	伊万里海上保安署	佐賀県伊万里市山代町久原2976-31	3
	杵岐海上保安署	長崎県杵岐市郷の浦町郷の浦648-5	3
	五島海上保安署	長崎県五島市東浜町2-1-1	4
	平戸海上保安署	長崎県平戸市岩の上町1529-2	3
	比田勝海上保安署	長崎県対馬市上対馬町比田勝1000-23	3
	佐伯海上保安署	大分県佐伯市鶴谷町2-3-30	3
関門海峡海上交通センター	福岡県北九州市門司区松原2-10-11	7	
北九州航空基地	福岡県京都郡苅田町空港南町9 北九州空港内	9	
第八管区	第八管区海上保安本部	京都府舞鶴市字下福井901	61
	敦賀海上保安部	福井県敦賀市港町7-15	11
	舞鶴海上保安部	京都府舞鶴市字下福井901	12
	境海上保安部	鳥取県境港市昭和町9-1	11
	浜田海上保安部	鳥根県浜田市長浜町1785-16	10
	小浜海上保安署	福井県小浜市川崎1-3-1	3
	福井海上保安署	福井県坂井市三国町山岸50-2-2	3
	宮津海上保安署	京都府宮津市字鶴賀2174-2	3
	香住海上保安署	兵庫県美方郡香美町香住区境1104-4	3
	鳥取海上保安署	鳥取県鳥取市港町7	3
	隠岐海上保安署	鳥根県隠岐郡隠岐の島町東町宇屋の下99-2	3
	美保航空基地	鳥取県境港市佐斐神町2064 (米子空港内)	11

## 端末回収拠点一覧

本庁／管区	部署等	住所	回収台数
第九管区	第九管区海上保安本部	新潟市中央区美咲町 1-2-1	21
	新潟海上保安部	新潟県新潟市中央区竜ヶ島 1-5-4	11
	伏木海上保安部	富山県高岡市伏木錦町 11-15	11
	富山分室	富山県富山市東岩瀬町海岸通 17-2	1
	金沢海上保安部	石川県金沢市湊 4-13	10
	七尾海上保安部	石川県七尾市矢田新町二部 173	8
	上越海上保安署	新潟県上越市港町 1-11-20	3
	佐渡海上保安署	新潟県佐渡市両津夷 384番地 1	3
	能登海上保安署	石川県鳳珠郡能登町字小木 21-173-3	3
	新潟航空基地	新潟県新潟市東区松浜町 新潟空港内	9
第十管区	第十管区海上保安本部	鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1	67
	鹿児島海上保安部	鹿児島県鹿児島市浜町 2-5-1	4
	種子島海上保安署	鹿児島県西之表市西之表 16314番地 6	2
	鹿児島航空基地	鹿児島県霧島市溝辺町麓字曲迫 276-2	2
第十一管区	第十一管区海上保安本部	沖縄県那覇市港町 2-11-1	30
	那覇海上保安部	沖縄県那覇市港町 4-6-5	6
	石垣海上保安部	沖縄県石垣市浜崎町 1-1-8	8
	宮古島海上保安部	沖縄県宮古島市平良字西里 7-21	5
	中城海上保安部	沖縄県沖縄市海邦町 3-45	9
	名護海上保安署	沖縄県名護市字宮里 452-3	4
	那覇航空基地	沖縄県那覇市字鏡水 344	6
	石垣航空基地	沖縄県石垣市盛山 222-282	6
合計			1500

## 再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 ○○ ○○ 殿

請負者 住所  
氏名

印

令和 年 月 日付け契約の「  
(契約金額（税込み） 円）に関して、下記のとおり申請するので、手続き方  
お願いします。

## 記

- 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、業務の契約（予定）金額（総計）  
別紙「履行体制に関する書面」のとおり
- 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠 [該当する項目に○を付す]
  - 業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
  - 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
  - その他（ 令和 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。 ）
- その他特記事項

令和 年 月 日

請負者氏名

殿

令和 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。  
なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。  
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- 請負者は、注文者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 ○○ ○○ 印